

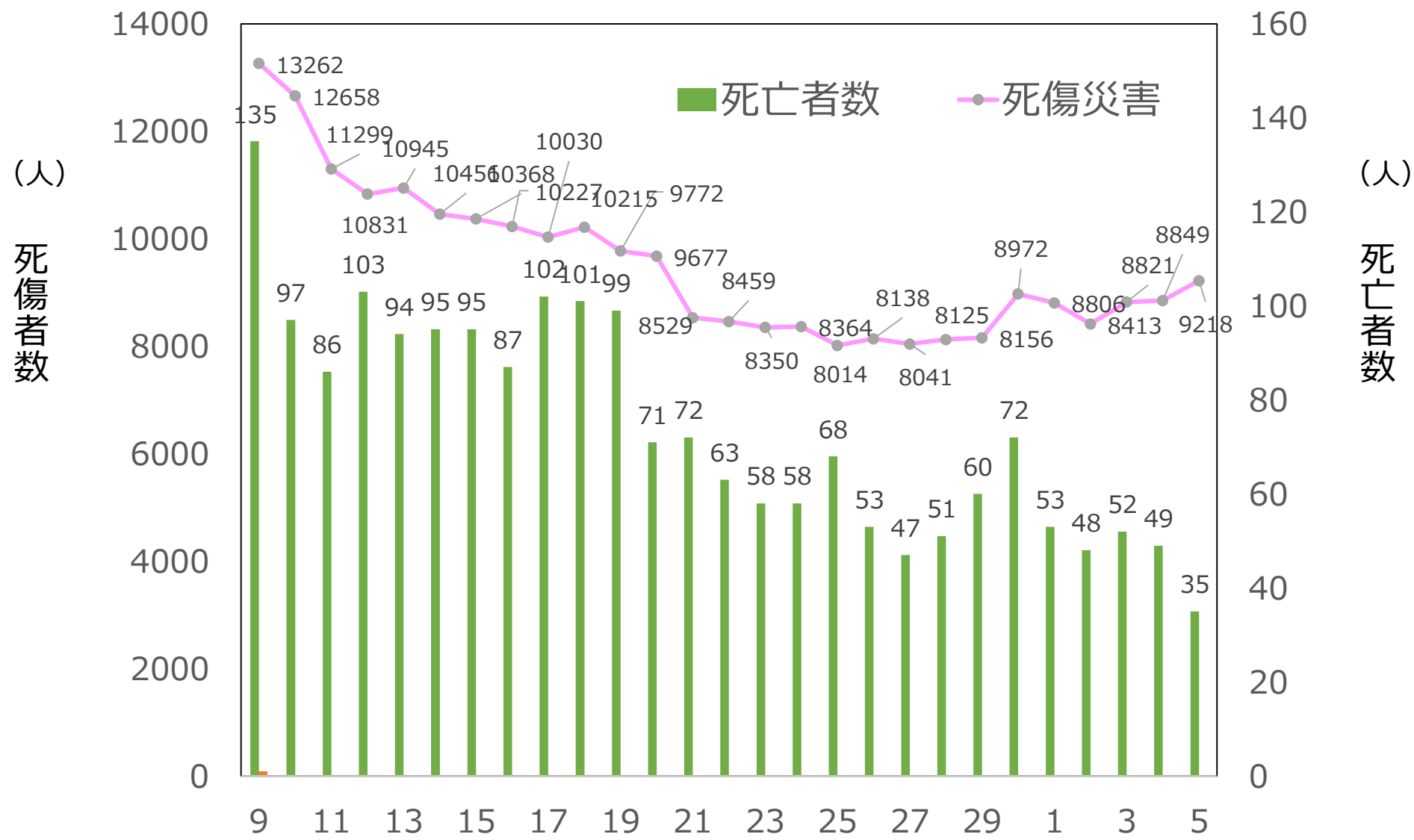
大阪労働局

令和6年度 第1回
+safe協議会（小売業）

令和6年6月24日（月）

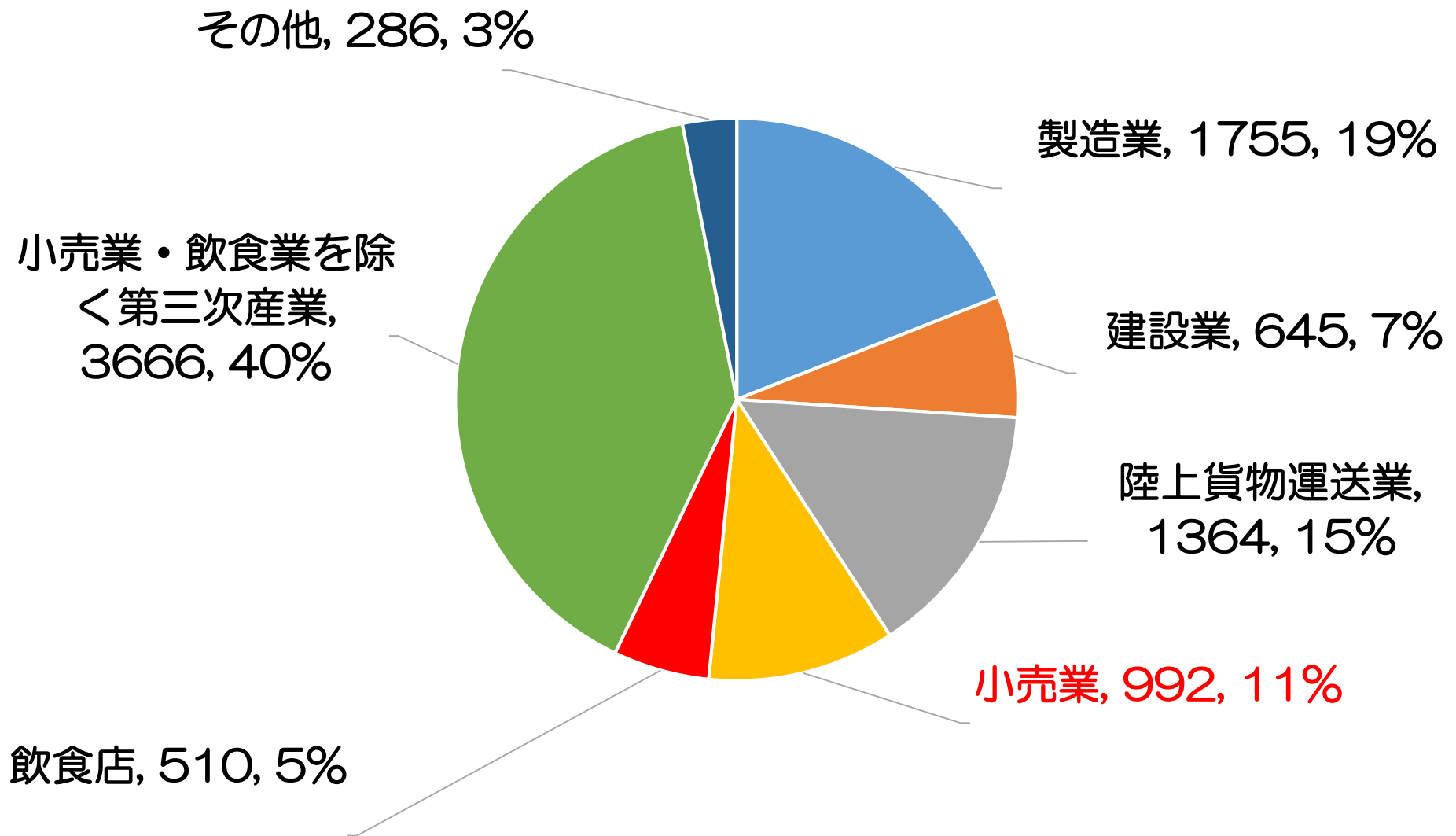
大阪労働局労働基準部安全課

令和5年 労働災害発生状況（大阪労働局内）



出典：労働者死傷病報告より いずれも新型コロナウイルス感染症によるものを除く

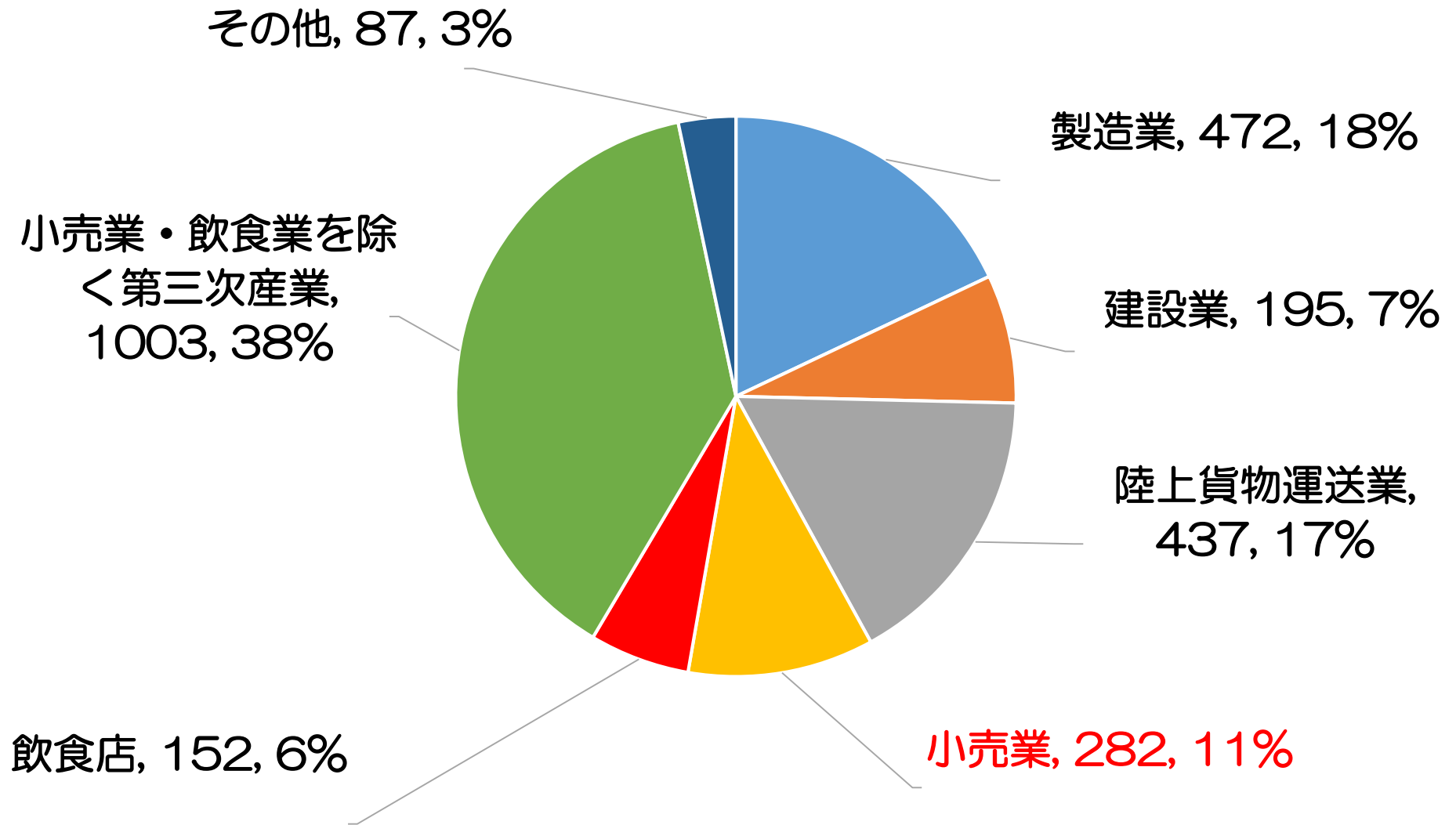
令和5年 業種別死傷災害発生状況（大阪労働局内）



出典：労働者死傷病報告より コロナウイルス感染症によるものを除く

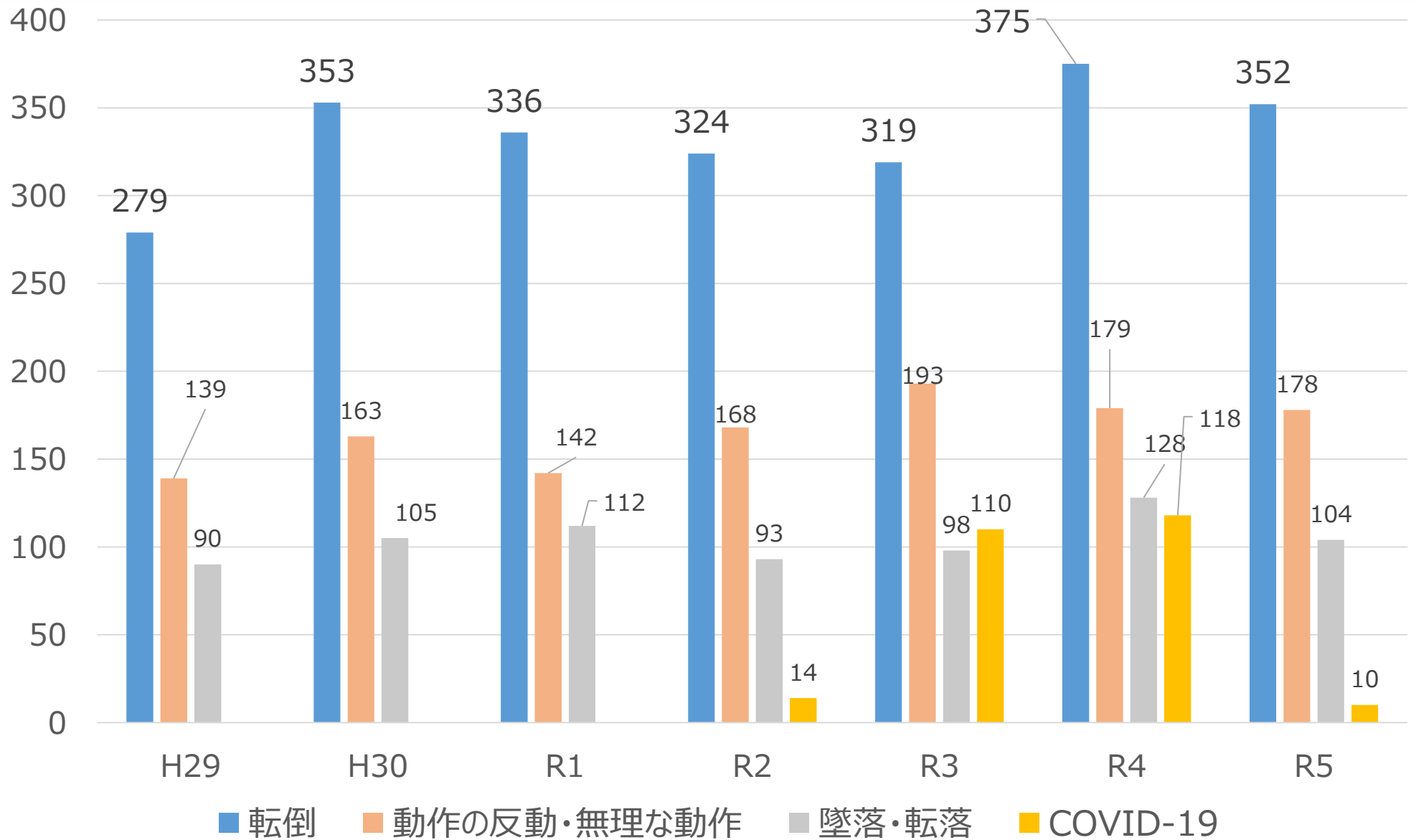
令和6年 業種別死傷災害発生状況（大阪労働局内）

5月末現在の速報値



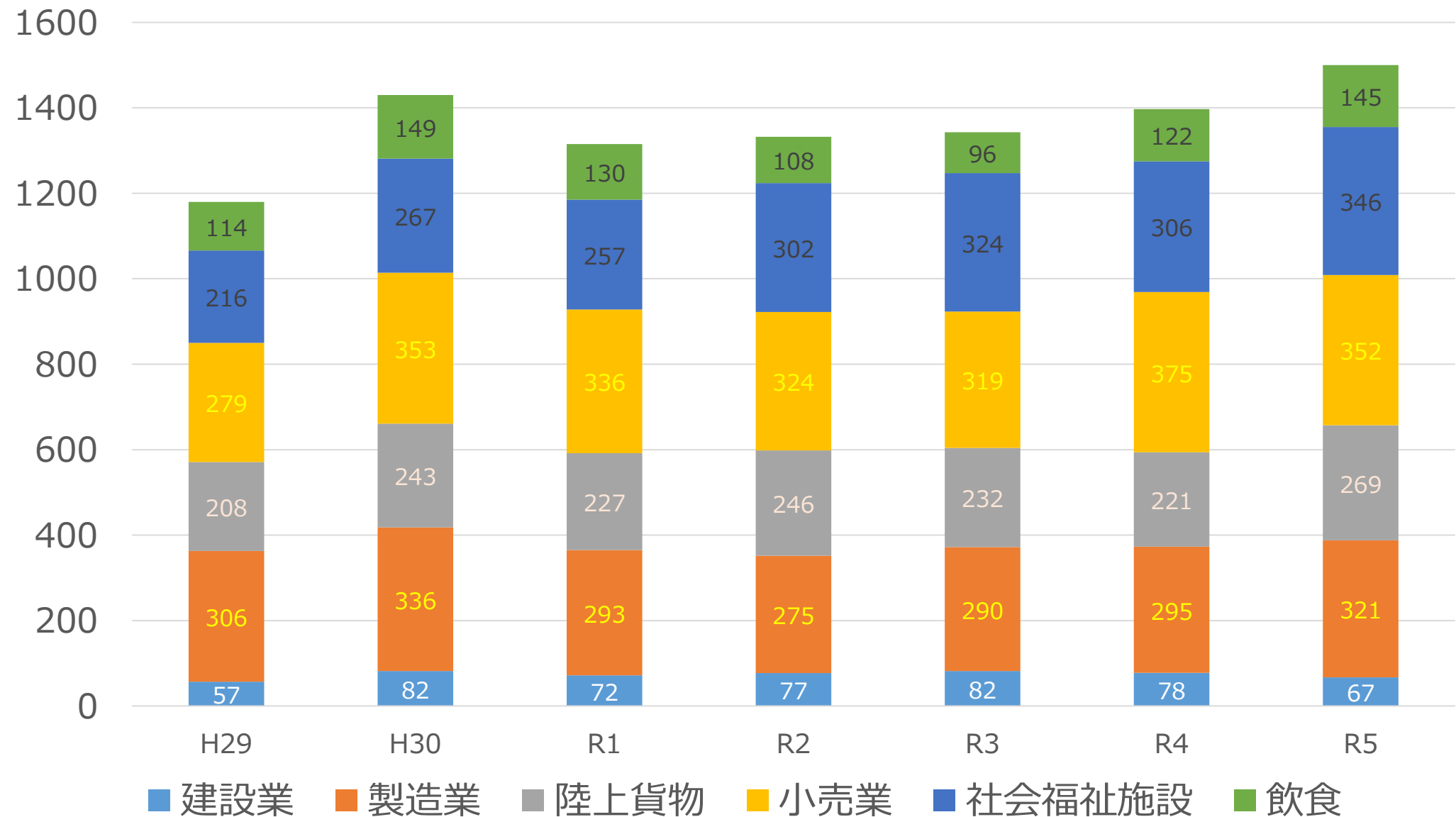
出典：労働者死傷病報告より コロナウイルス感染症によるものを除く

令和5年 事故の型別死傷災害発生状況（小売業、大阪労働局内）



出典：労働者死傷病報告より

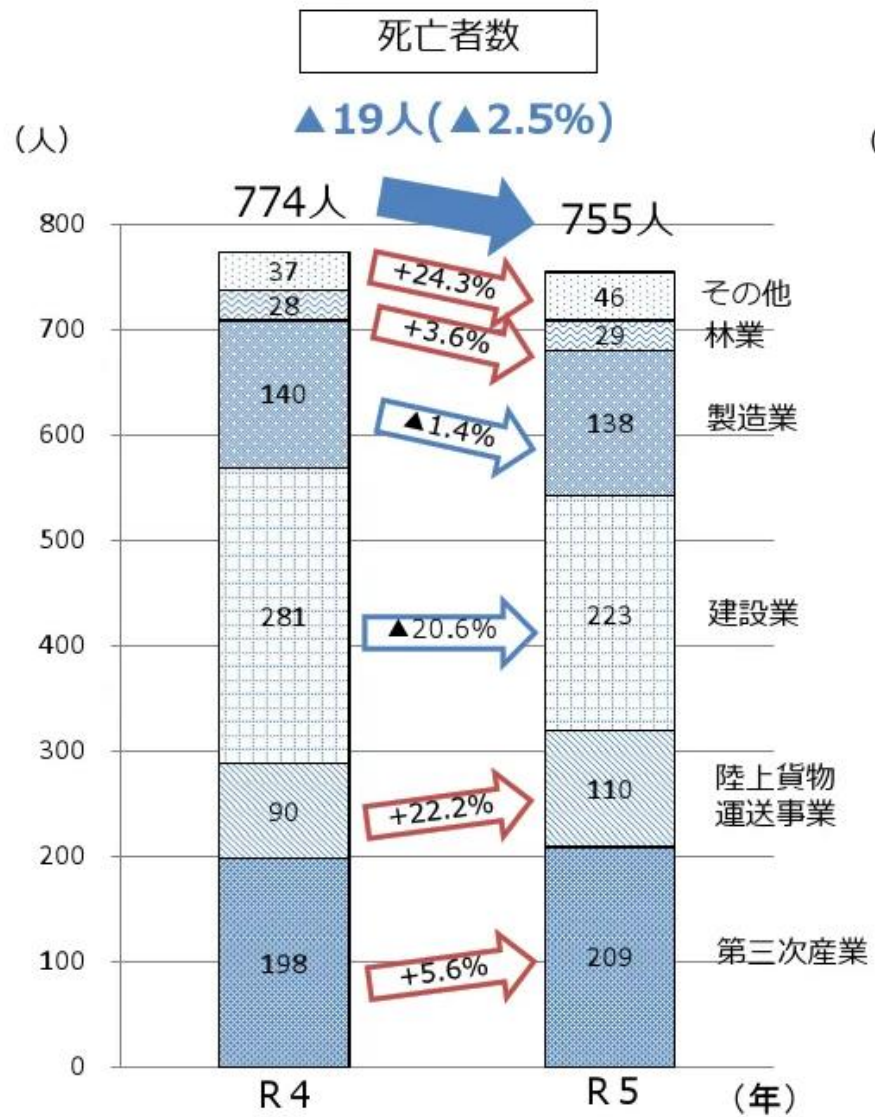
令和5年 事故の型別死傷災害発生状況（小売業、大阪労働局内）



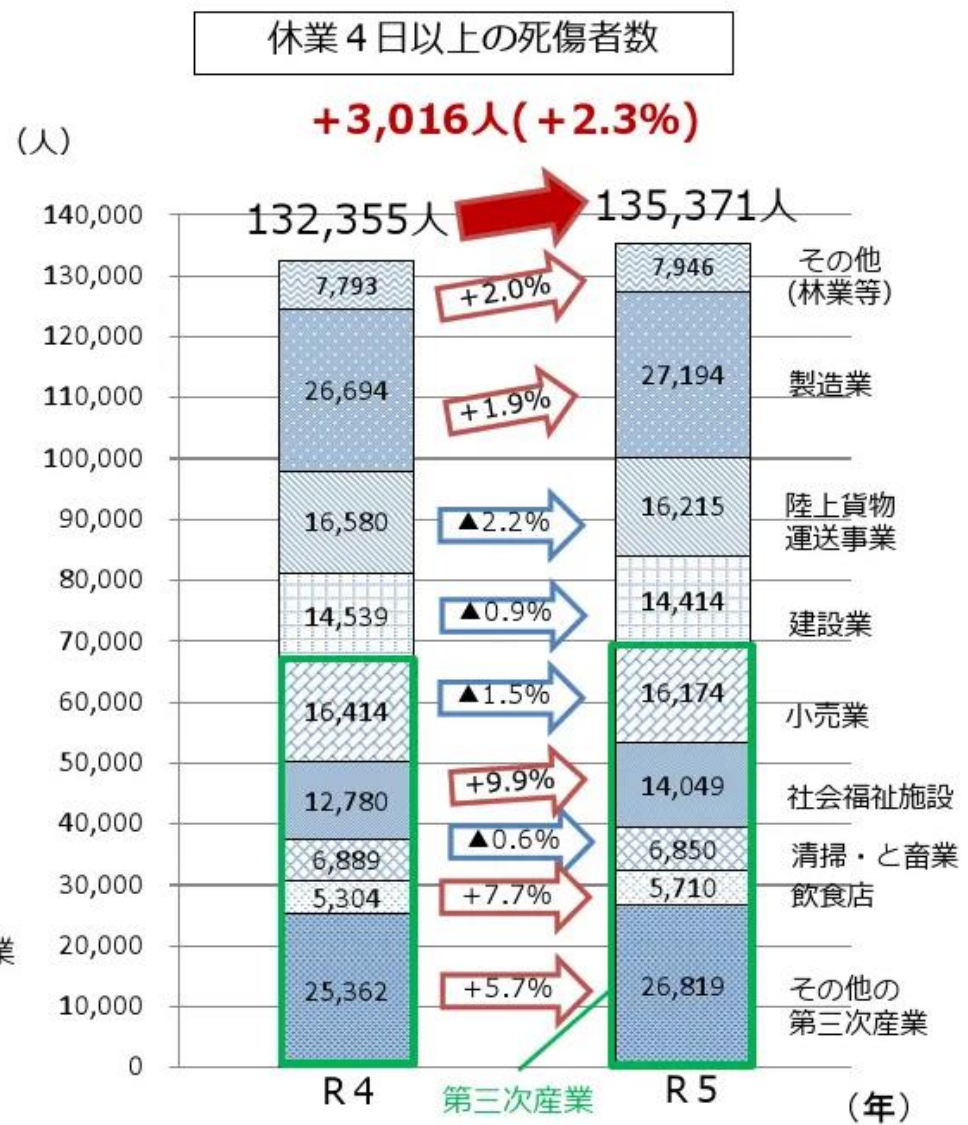
出典：労働者死傷病報告より

令和5年 労働災害発生状況（全国 業種別 確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



出典：死亡災害報告

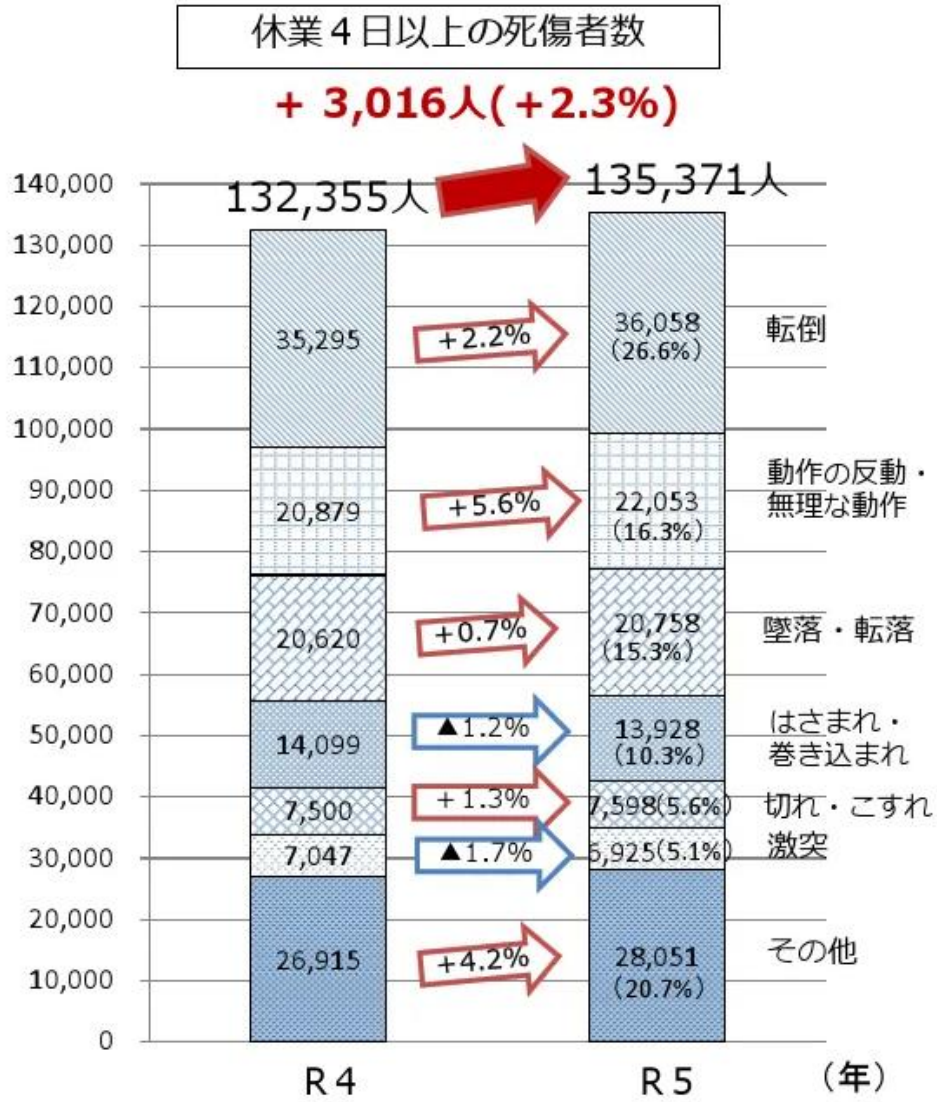
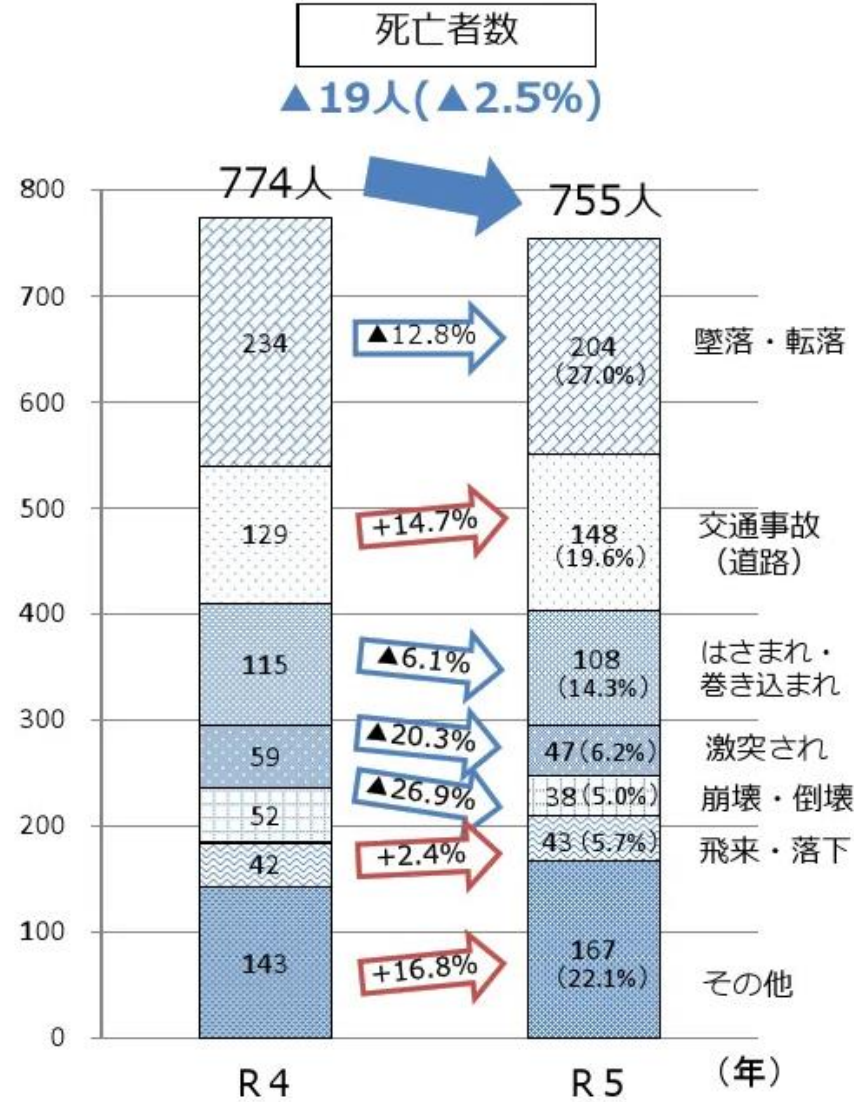


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和5年 労働災害発生状況（全国 事故の型別 確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

+

全
国
安
全
週
間

七月一日～七月七日

期間：

7月1日(月)から7日(日)まで

(準備期間)：6月1日(土)から30日(日)まで

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全

大阪労働局 YouTubeチャンネル

大阪労働局長
全国安全週間
メッセージ



第三次産業編



大阪発・新4S運動

ゼロ災大阪

大阪発・新4S運動



Osaka

フォーS
おおさか君

Safety
安全

Satisfy
満足

Shine
輝く

Smile
笑顔

「安全」は人々を満足させ、
輝く笑顔にします
Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.



家庭や職場に
咲かせよう笑顔の花

4つの活動に
取り組もう!

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動



〈主催者〉大阪労働局・管内各労働基準監督署
〈協賛者〉各労働災害防止団体

令和6年度版

◎ 安全見える化活動 ◎

- 「年間安全衛生計画」を作成し、実行することにより「安全衛生活動」を見える化する。
- 事業場・現場・店舗等の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」を見える化する。
- 墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を「危険マップ」により見える化する。
- 交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集、交通KYTや交通安全情報マップの活用などで「交通労働災害防止活動」を見える化する。
- 各企業・事業場・現場・店舗等におけるトップ自らが安全衛生に対する取組を宣言し、すべての労働者と安全衛生意識を共有する。
 - ・建設業における「現場所長安全宣言」を現場の見やすい場所に掲示
 - ・製造業における「工場長安全宣言」を事業場の見やすい場所に掲示
 - ・小売業や飲食店の各店舗における「店長安全宣言」をバックヤードの見やすい場所に掲示
- 熱中症を防止するため、暑さ指数を表示して危険の度合いを見える化し、熱中症になった時の対応も見える化する。

階段中央部に黄色線を入れるとともに、
け上げ部分に黄色い▲を入れたことにより、左側通行の徹底、接触事故を防止



毎日、WBGT値を測定し、現場に掲示することで、熱中症に対する警戒意識の高揚に繋がった

◎ 安全Study活動 ◎

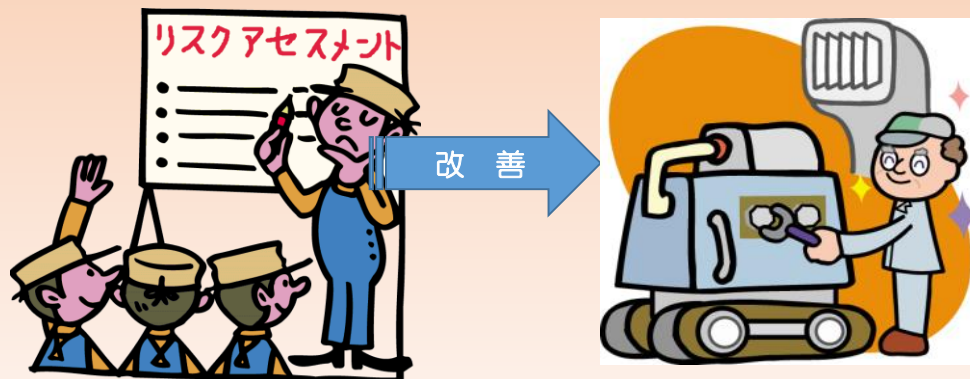
- 作業員への安全衛生教育の促進はもとより、各級管理者等に対する安全衛生教育についても計画的に行う。
- 危険体感教育の実施により、作業員の危険感受性を高める。
- eラーニング教材を活用した教育にも取り組む。
- 建設業における送り出し教育を確実に実施する。
- 正社員以外の労働者に対し作業内容を理解させ、雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施する。
- 高年齢労働者、外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育や危険体感教育等について、母国語教材を取り入れるなどそれぞれの特性に応じた教育を行う。
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。Eイジフレンドリーガイドライン。）に基づく取組の促進を図る
- 入職一年未満の経験の浅い者に対する安全作業スキルアップ教育を実施する。
- 労働者自らも進んで安全衛生教育を受講し、危険感受性を高め、健康の保持増進に努める。



Eラーニングも有効

◎ リスク評価推進活動 ◎

- 事業場規模やこれまでの取り組み状況に応じて職場におけるヒヤリハット事例収集やKY活動を展開。
- 職場に潜む危険性又は有害性の洗い出し、特定を行い、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を経て、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させていく。
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく「年間安全衛生計画」を樹立。
- 自主的安全衛生活動を活性化し、ステップアップを図る。
- 厚生労働省ホームページに掲載する「機械安全化の改善事例集」等を参考に非定常作業も含めた機械のリスクアセスメント等の実施の推進を図る。あわせて、残留リスク情報等はリスクアセスメント等を実施する際に重要であることから、機械の譲渡者等に対し、機械に関する残留リスク情報等の通知を促す。




リスク減少

SAFEコンソーシアムとSAFEアワード

“SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト 



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。



SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。



シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。



現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

SAFEとは?

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

現場視察

転倒予防川柳

動画

トップ > アワード

アワード

募集期間 令和5年9月19日～11月24日 ※応募受付を終了しました
投票期間 令和5年12月27日～令和6年1月28日 ※一般投票は終了しました
結果発表 令和6年2月9日

▶ アワード概要ポスター

▶ アワード概要チラシ

1. アワードについて

2. 応募方法

3. 投票

4. 取組事例集・結果発表

令和5年度受賞事例

▶ 転倒災害防止部門

▶ 腰痛予防部門

▶ 安全な職場づくり部門

▶ エイジフレンドリー部門

▶ 企業等間連携部門

受賞事例

QRコードはこちらです



(注)

令和4年度の受賞事例はページ末尾にスクロールしますと、PDFでダウンロードできます。

+ Safe協議会

近年「小売業」及び「社会福祉施設」において労働災害が増加傾向にあります。これら業種には共通して、「転倒災害」や「動作の反動、無理な動作（腰痛など）」（＝「行動災害」）が目立っています。

そこで、大阪労働局では令和4年度より、「行動災害」の減少を目的として、府内の関係者を中心とした協議会を設置し、労働災害防止や健康増進に向けた取り組みの収集及び広報・周知などを行っております。

令和4年5月30日プレスリリース発表

- 大阪府小売業+Safe協議会

大阪府+Safe協議会設置要綱（要綱のみ）

※令和4年6月27日（第1回）開催分資料

※令和5年1月12日（第2回）好事例集

※令和5年6月26日（第3回）開催分資料

※令和6年1月10日（第4回）開催分資料

※取組事例集

- 大阪府社会福祉施設+Safe協議会
社会福祉施設での従業員の安全と健康を守る取組（PDF）

・ [SAFE コンソーシアムポータルサイト](#) (厚生労働省HP)
増加傾向にある労働災害（特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害）の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートしていきます。加盟は無料です。

・ [令和4年度SAFEアワード取組事例集](#)

各種法令・制度・手続き
法改正のご案内
労働条件関係
安全衛生関係
仕事と生活の調和（ワークライフバランス）
労働基準監督署管轄地域と所在地一覧
労働時間制度の基礎から設定改善対策まで
離職者が生じる場合の届出
労働保険関係
労災保険関係
雇用保険関係
職業紹介関係
職業訓練関係
雇用均等関係
各種助成金制度
労働者派遣事業関係

大阪労働局ホームページに
+ Safe協議会のページがあります。
二次元コードはこちらです



労働安全衛生規則第三十五条

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

非工業的業種における一部事項省略規定は令和6年4月1日以降、廃止になりました。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
 - 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
 - 三 作業手順に関する事。
 - 四 作業開始時の点検に関する事。
 - 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
 - 六 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
 - 七 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

エイジフレンドリーガイドライン

高年齢労働者による労働災害が増加していることから、令和2年3月に

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が策定されました。

ガイドラインは人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議の報告書を踏まえ、安全と健康確保のために事業者及び労働者が取り組むべき事項をとりまとめたものです。

- 1 安全衛生管理活動の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

二次元コードはこちらです



エイジフレンドリー補助金（令和6年度、中小規模事業場向け）

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上	補助率：1/2	補助率：3/4	
助限	上限額：100万円 （消費税を除く）		上限額：30万円 （消費税を除く）
率額			

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- ・法違反状態の解消を図るものは補助金の対象にはなりません。

アンケートにご協力ください。

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画の目標について、事業場の推進状況を把握するため、事業者の皆様アンケートをお願いしております。



安全関係



衛生関係

アンケートに事業場名のご記入は不要です。

職場の実態をありのまま回答してください。

回答のために職場を点検し、危険源を見つけ出し、災害の芽を摘み取る安全衛生活動のきっかけにしてください。

ご清聴ありがとうございました。

